**平成２９年（フ）第１７８２号**
大阪市港区波除３丁目３番13号呉竹マンション202号
債務者　阿部　紀孔
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１９０９号**
大阪市城東区東中浜２丁目６番９号
債務者　森永　卓勇
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１９５１号**
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所大阪市北区天神橋８丁目２番12号　ドムス淀　202号室
債務者　小川　雅幸
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１８７号**
静岡市駿河区中田２丁目９番11―404号
債務者　今野　裕好
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第４９０号**
岡山県赤磐市山陽６丁目７番２－１号
債務者　松島　利昌
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１６４号**
岡山市南区西紅陽台１丁目58番地680、旧住所岡山市中区福泊39番地６
債務者　吉本　朋代
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１８４号**
岡山市中区海吉1814番地２
債務者　大塚　奈美
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１４号**
栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地343　ドミールなす南一202号
債務者　松本　貴寛
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月20日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２９年（フ）第３８号**
長崎県佐世保市下本山町1319番地３　サンライズ本山205
債務者　高田　智恵
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２９年（フ）第７５０号**
神奈川県茅ヶ崎市南湖４丁目16番40号湘南イグレッカハウスＤ棟１
債務者　山田　圭司
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第８９５号**
横浜市中区山田町４番地　フロール山田町第１　1109号室
債務者　望月惠美子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第９３１号**
横浜市栄区田谷町1767番地１　メゾンクレステリア102
債務者　横山　亜美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第９８４号**
横浜市戸塚区東俣野町980番地２　ライフパレット横浜207号
債務者　片渕　　泉
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第９９０号**
神奈川県綾瀬市深谷中６丁目４番13号　グリーンヒルズＲ303
債務者　宮城　一裕
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１００７号**
横浜市瀬谷区二ツ橋町360番地32　三ツ境ハウス103
債務者　渡部　真弓
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部